

徳島県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和八年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一九三号	同	那賀郡那賀町成瀬字中郷二八番 三地先から 同 一地先まで		新	八・八〇二五・二	三〇・〇
		三〇番		旧	八・八〇一四・三	三〇・〇